

平成29年度事業計画書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

I. 基本方針

本財団は、「デザイン保護は創作の支援」との立場から各事業を実施し、商品開発の活性化を通じて陶磁器産業の持続的な発展に貢献したいと考えています。

また、意匠権、商標権、著作権など、知的財産権に関わる相談窓口として広く対応していきます。

II. 事業計画の概要

1) 陶磁器のデザイン及び裏印の保全登録事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印の保全及び模倣防止について以下の事業を行う。

(1) 食器、ノベルティ、タイルの新規デザインと裏印の保全登録事業

新規デザインと裏印を本財団に保全登録し、模倣防止を図る。

陶磁器意匠の保全登録は下記の2制度を用意し、利用者は選択して利用出来る。

① 意匠の保全登録制度

申請に基づき、意匠審査を実施し、保全登録出来る意匠を登録。

保全期間の年限は設けない。

② 意匠の予備登録制度(平成28年4月開始)

申請に基づき、登録者・申請意匠・受付日付を登録。

「先使用の証拠」として、本財団が証明する。

利用期間は申請から3カ年(1年毎の更新確認)。

4年目以降の保全登録を希望する利用者には、①の制度で対応する。

(2) 登録した新規デザイン・裏印の公示

1-① 「保全登録制度」: 登録した新規デザイン及び裏印の公示は、本財団ホームページにて行い、登録品の周知徹底に努める。

1-② 「予備登録制度」: 登録者・受付日及び申請意匠の種類を、本財団ホームページに公示する。

(3) カタログの受入

事業者からのカタログ、パンフレット等を受け入れて、本財団の受付日付を「公知日」とし、当該カタログ掲載製品と同一または類似のデザ

インの模倣防止や権利化防止に役立てる。

(4) 陶磁器デザインや商標などの啓発及び模倣防止対策

- ① 登録意匠・裏印の模倣問題への対処には、顧問弁理士・弁護士の協力を得て対応する。
- ② 意匠権や商標権、著作権など、知的財産権に関わる相談に対応する。特許庁出願についても、相談者が希望する場合には支援する。
- ③ 上記対応・対策に際して必要な事業に臨機応変取り組む。

2) 「陶磁器意匠データベース(食卓台所用品)」の公開及び維持管理

食卓台所用品分野の「陶磁器意匠データベース」を本財団HPに公開中であり、利用希望者に対応する。また、未登録データ追加などデータベースの充実、維持管理に努める

3) 陶磁器デザイン及び裏印に関する資料や情報等の収集及び提供の事業

(a) 陶磁器のデザインや裏印に関する情報の提供

保有する意匠登録及び意匠認証の各資料、裏印資料(昭和初期、戦争直後、裏印認証)をもとに、陶磁器愛好家からの問合せに対応する。

(b) 陶磁器デザイン・陶磁器関係専門書の一般公開

参考図書として収集した内外のデザイン図書、陶磁器関係専門書2千数百冊について、蔵書リストをHPにて公開し、希望者の閲覧に供する。

4) 「陶磁器の意匠・バックスタンプ調査事業」開始に向け、準備を進める

本財団が保存管理する「意匠認証」ファイルや「裏印認証」ファイル等資料を活用し、陶磁器コレクターからの依頼に対応する「調査事業」を行う。

輸出された陶磁器の中でも、特に瀬戸ノベルティのコレクターは米国に多く、本財団の調査によって、製造者、サプライヤー、輸出時期等の資料を提供できる。

本事業開始は、公益認定等委員会の認可後になる。

この事業開始によって、上記の<3-a>の事業は、ここに含まれる。

5) 以下の取り組みについて資料収集及び検討を続ける。

- ① 「裏印(銘版)データベース」の構築について
- ② 「ノベルティ分野のデータベース」の構築について

(以上)